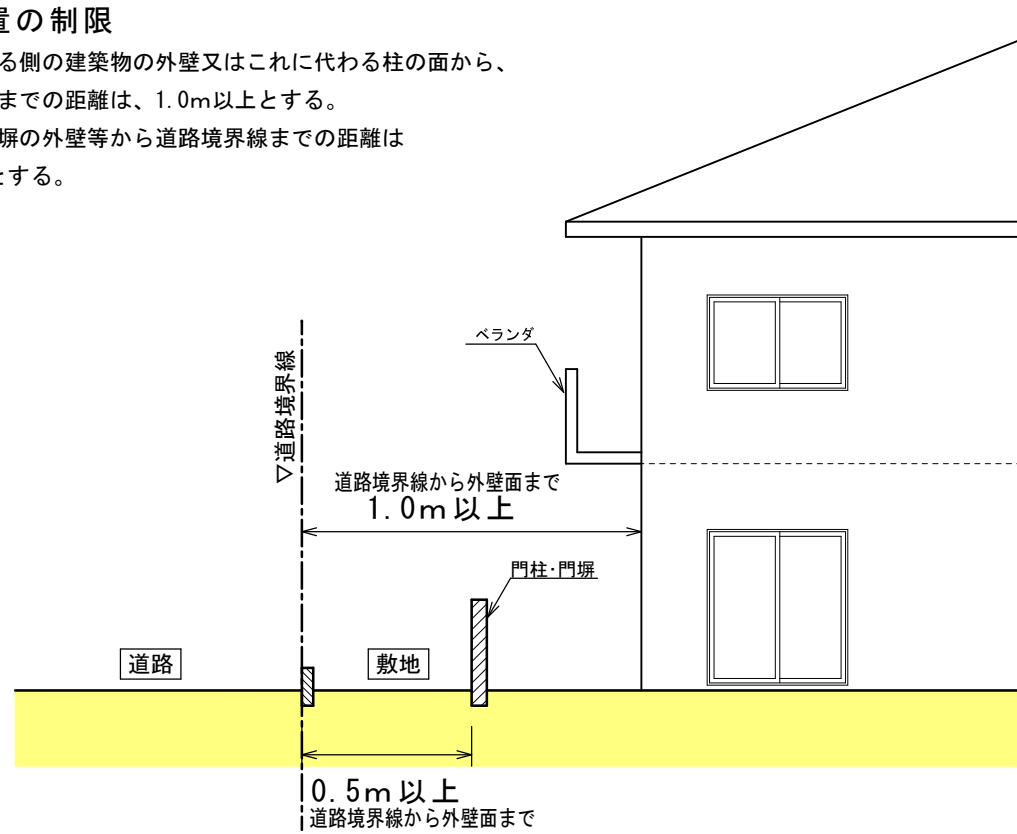


# 陶都の杜 地区計画 地区整備計画参考図

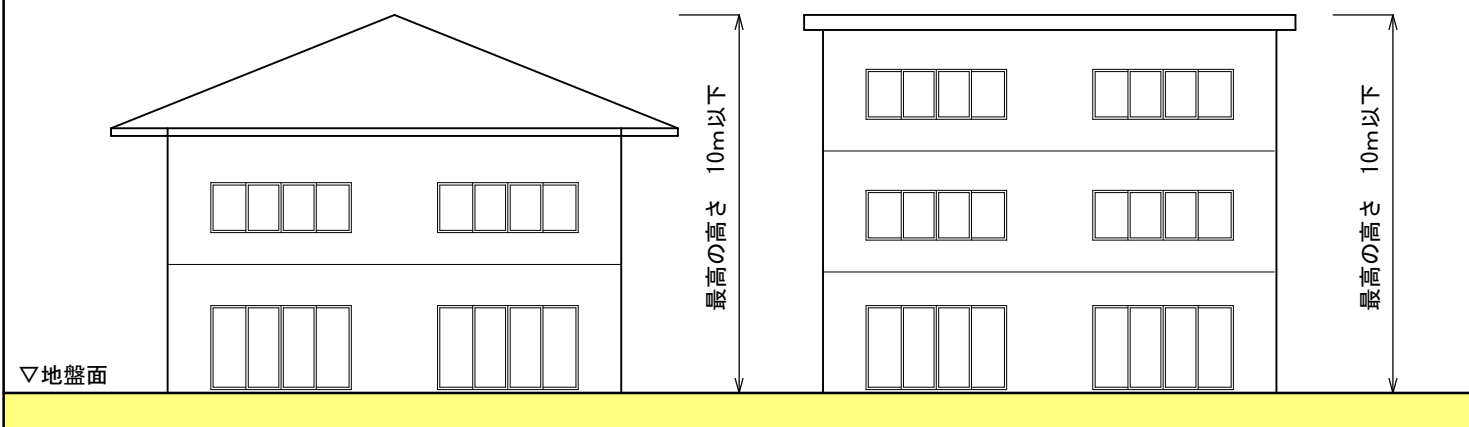
## 1. 壁面位置の制限

- ① 道路に面する側の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。
- ② 門柱及び門扉の外壁等から道路境界線までの距離は0.5m以上とする。



## 2. 建築物の高さの制限

- ① 建築物の最高の高さは、10mとする。  
(建築基準法に基づく高さ制限を順守すること。)

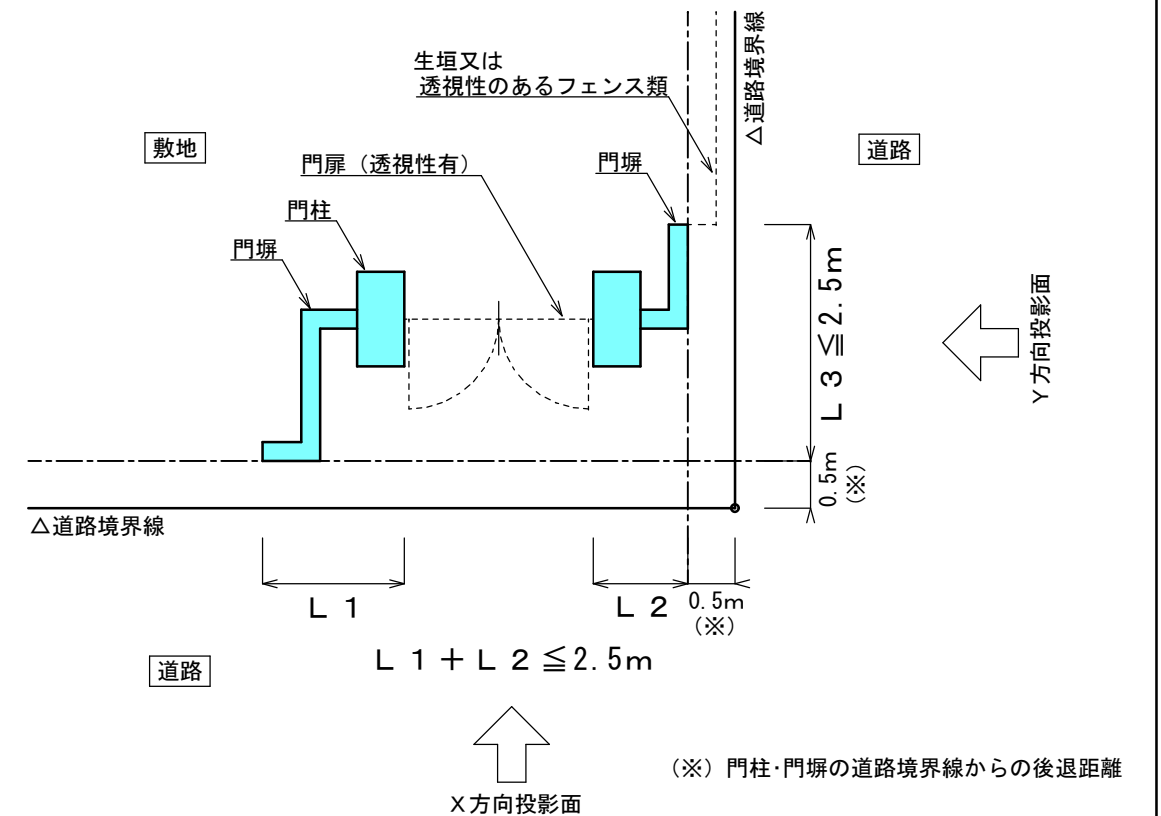
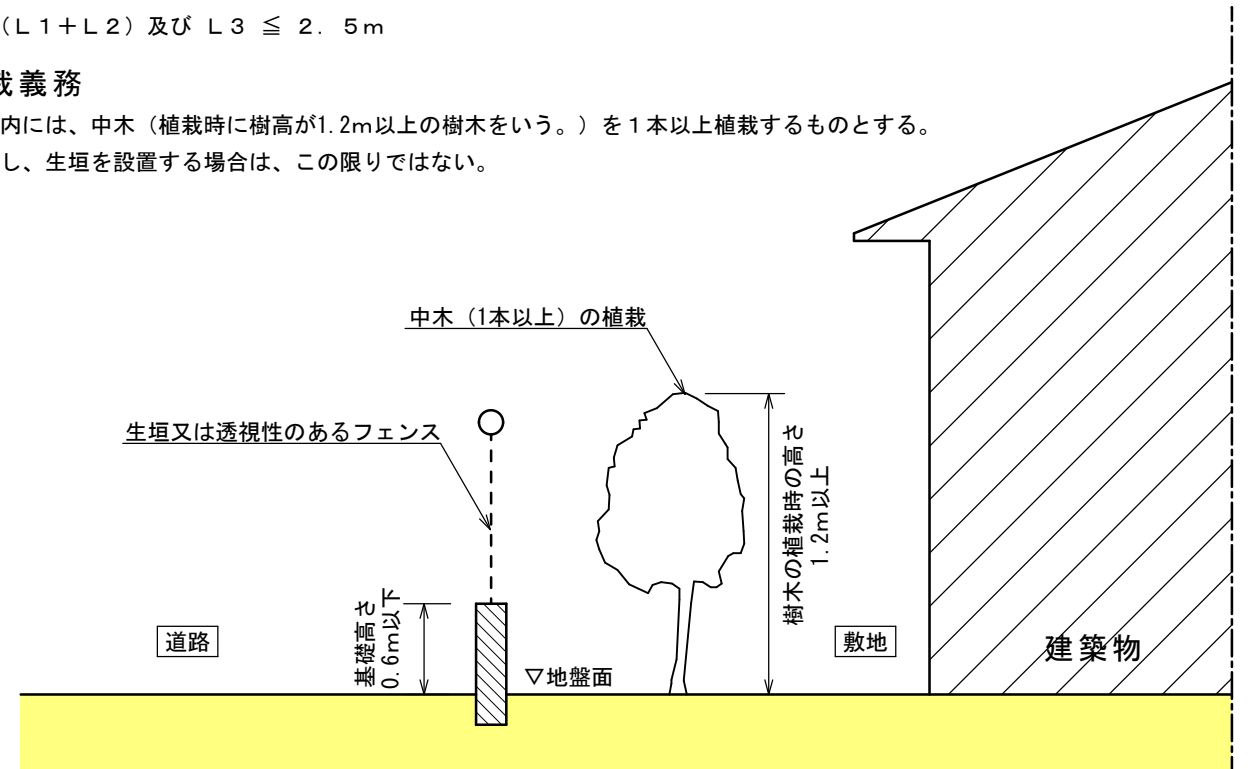


## 3. 垣又は柵の制限

- ① ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。
- ② 道路境界から1.0mの区域及び道路境界の投影面に、垣又は柵を設ける場合は、生垣又は透視性のあるフェンスとする。  
ただし、以下に掲げるものについては、この限りではない。  
・フェンス等の基礎で、ブロックその他これに類するものの高さが0.6m以下のもの。  
・門柱又は門扉で左右の袖の同一境界線の投影長さの合計が2.5m以下のもの。  
( $L1 + L2$ ) 及び  $L3 \leq 2.5m$

## 4. 植栽義務

- ① 敷地内には、中木(植栽時に樹高が1.2m以上の樹木をいう。)を1本以上植栽するものとする。  
ただし、生垣を設置する場合は、この限りではない。



(※) 門柱・門扉の道路境界線からの後退距離